慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	精神的障害の発症と監禁致傷罪
Sub Title	Psychische Einwirkung und Einsperren im StGB
Author	薮中, 悠(Yabunaka, Yu)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2019
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.42 (2019. 2) ,p.407- 429
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	伊東研祐教授・江口公典教授・中島弘雅教授退職記念号
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20190222-0407

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

精神的障害の発症と監禁致傷罪

薮　中　　悠

1　はじめに
2　最高裁平成 24 年 7 月決定の事案の概要
3　無形的・心理的手段による監禁罪
4　精神的機能の障害を傷害結果とする監禁致傷罪
5　おわりに

1　はじめに

最高裁として初めて（心的）外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder〔PTSD〕）[1] という精神的機能の障害が刑法上の傷害に当たることを肯定した最決平成 24 年 7 月 24 日（刑集 66 巻 8 号 709 頁。以下では「最高裁平成 24 年 7 月決定」という）は、被告人に監禁された 4 名の被害者が PTSD を発症するなどしたという事案において、監禁致傷罪の成否が争われたケースであった[2]。

精神的機能の障害も刑法上の傷害に当たるという点については、本稿として

1）伊東研祐『刑法講義各論』（日本評論社、2011 年）37 頁は、PTSD は原因となる行為から精神的な影響を経て生理的機能障害の発生に至るまでに時間的に相当の隔たりがあり、生理的機能障害説では適切な保護を与えられない恐れもあるとして、「身体的完全性侵害説」の立場から PTSD が傷害に該当するとする。また、伊東研祐「『傷害の罪』の保護法益」日本法学 82 巻 2 号（2016 年）3 頁以下では、傷害罪の保護法益について詳論されている。

は異論がない。しかし、結論として監禁致傷罪の成立を肯定するためには、このほかにも、①基本犯としての監禁罪が成立することや、②監禁行為と傷害結果との間に因果関係が存在することなどが認められなければならない。

この①及び②の点に関する最高裁平成24年7月決定の第一審及び原審[3]の判断を見てみると、①基本犯としての監禁罪の成否に関しては、被害者に対して暴行や脅迫を加えるなどしてホテルの客室や被告人の居所などの一定の場所から「脱出することが困難な心理状態に陥らせ、脱出を不能にする」という、無形的・心理的手段ないし無形的・心理的拘束による監禁罪の成立が肯定されている。また、②監禁行為と傷害結果との間の因果関係に関しては、㋐被害者4名のうち1名については、認定された監禁の始期以前の時期を「外傷的出来事」[4]に含めてPTSDの診断がなされているにもかかわらず、また、㋑別の1名については、被告人が、監禁期間中に監禁状態を維持・継続するためではなく、それとは別の動機・原因に基づく暴行等により被害者を負傷させたにもかかわらず、結論的に監禁致傷罪の成立が肯定されている[5]。

このうち②の内容については、監禁致傷罪の成立要件に関する従来の判例の理論的枠組みとの整合性が問題となりうる内容である。また、監禁（致傷）罪の成立が認められた事案を見ると、単に被害者を場所的に拘束することのみを目的とするのではなく、制裁や性的行為などを目的として被害者の行動の自由を奪う事案も多いことや、監禁自体や監禁中に行われた被告人の行為により被

2）藤木英雄『刑法講義各論』（弘文堂、1976年）227頁では、監禁致傷罪における傷害の例として「拘禁性精神障害」が挙げられている。また、大塲茂馬『刑法各論上巻〔増補第4版〕』（中央大学、1912年）290頁は、「久シク監禁シタルカ為メ被害者カ精神病ニ陥リタルカ如キハ監禁二因ル致傷ノ例」〔旧字は新字に改めた〕としており、精神的機能の障害は従来から監禁致傷罪における傷害結果の例の1つに数えられてきたといえる。

3）第一審は東京地判平成19年10月19日（刑集66巻8号735頁以下参照）であり、原審は東京高判平成22年9月24日（刑集66巻8号782頁以下参照）である。

4）「外傷的出来事」については、本稿末尾のPTSDの診断基準の「A.」を参照。

5）㋐については刑集66巻8号884頁以下を、㋑については刑集66巻8号776頁以下を参照。

害者がPTSDを発症する事案[6]も散見されることを併わせて考慮すれば、最高裁平成24年7月決定が監禁致傷罪の成立要件との関係で有する意義について検討する必要性は認められるものと思われる。

本稿は、最高裁平成24年7月決定の事案における被害者A及び被害者Cに関する判断内容（第一審及び原審の判断を含む）を主な検討の素材として、①無形的・心理的手段による監禁罪の成否に関する議論について整理・検討を行うとともに、②監禁致傷罪の成否（特に監禁行為と傷害結果との間の因果関係）の点で同決定が有する意義について検討を行うものである。

2　最高裁平成24年7月決定の事案の概要

最高裁平成24年7月決定の事案の概要のうち、本稿における主な検討の素材となるA及びCに関する内容は、次のとおりである[7]。

（1）Aについて

被告人は、電子メール等のやりとりを通じて知り合った東京都に住むA（当時17歳）が被告人の求めに応じ、青森県を訪れたことから、平成15年12月9日から、青森県五所川原市所在のホテル「a」に同女と宿泊し、性的な関係を持つなどしていたが、同月12日、Aが帰宅したいと言い出したことから、Aを監禁しようと企て、同ホテルの客室内において、Aに対し、帰りたいと言うななどと言った上、その頸部を手で強く絞め付け、「おれのために死んでみろ。殺してやろうか」などと申し向け、その顔面を平手で殴打するなどの暴行

6）最高裁平成24年7月決定以降にPTSDを傷害結果とする監禁致傷罪の成立を認めた事案としては、①札幌地判平成26年10月31日LEX/DB文献番号25505170、②名古屋地岡崎支判平成27年5月22日LEX/DB文献番号25540579、③岡山地判平成27年10月28日LEX/DB文献番号25541878などがある。

7）次章ではBに関する事情も取り上げる。なお、第一審及び控訴審が認定した事実関係については、辻川靖夫「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇（平成24年度）』249頁以下を参照。被害者4名に関する事案の概要については本稿末尾に簡潔な表を掲載した。

や脅迫を加えて、A を同所から脱出することが困難な心理状態に陥らせた上、同日から同月 15 日までの間、同ホテル客室内及び青森市所在のホテル「b」客室内において、A の行動を監視したり、A に対し、帰ったら家族を殺す旨申し向けたりするなどの脅迫を加え、A を上記各所から脱出することが困難な心理状態に陥らせ、脱出を不能にして不法に監禁し、その結果、A に加療約 2 年 3 か月間を要する外傷後ストレス障害の傷害を負わせた。

（2）C について

被告人は、イベント会場で知り合った C（当時 22 歳）を監禁しようと企て、平成 16 年 8 月 23 日、AY の居室に C を誘い入れた上、C に対し、「帰ったら殺す。親も兄弟も殺す。自分には手下がいる。もう住所も分かってるんだから、手下がお前の家を見張ってる」などと語気鋭く申し向け、その顔面を殴りつける暴行や脅迫を加えて、C を同所から脱出することが困難な心理状態に陥らせ、その後、遅くとも同年同月 30 日から同年 12 月 16 日までの間、同居室及び同都世田谷区所在のマンションの当時の被告人方居室（以下「V の居室」という）において、C の行動を監視したり、C に対し、盗聴器が家中に仕掛けてある、見張りが常にいるなどと申し向けたりしたほか、その顔面等を殴りつけるなどの暴行や脅迫を加え、C を上記各所から脱出することが困難な心理状態に陥らせ、脱出を不能にして不法に監禁し、さらに、この間、

1　同年 9 月中旬ころ、AY の居室内において、C に対し、右手拳でその顔面を殴りつけて、約 1 か月間の外来経過観察を要する鼻骨骨折の傷害を負わせ、

2　同月 17 日、同居室内において、C に対し、「今すぐ死ね」「腕を切って死ね」「お前が死ななかったら家族も殺される」「もっと深く切れ」などと語気鋭く申し向け、その脅迫により抗拒不能の状態に陥っている C をして、ペティナイフでその左肘部を切らせて、全治約 2 週間を要する左肘窩切創の傷害を負わせ、

3　同月 25 日、同居室内において、同女に対し、「手首切って死ねよ」「死なないと家族を殺す」などと語気鋭く申し向け、その脅迫により抗拒不能の状態に陥っている C をして、包丁でその左手首を切らせて、全治約 10 日間を要

する左手首切創の傷害を負わせ、

4　同月下旬ころから同年 10 月上旬ころまでの間、同居室内において、C に対し、その左腰部を右足の甲で蹴りつけた上、倒れ込んだ同女の左腰部を数回踏みつけるなどの暴行を加えて、3 か月以上の安静加療を要する腰椎横突起骨折等の傷害を負わせ、

5　同年 12 月 14 日、V の居室内において、C に対し、両手拳でその頭部、顔面等を数回殴りつけるなどの暴行を加えて、全治約 1 週間を要する頭部及び顔面打撲の傷害を負わせ、

以上の結果、C に全治不明の外傷後ストレス障害の傷害を負わせた。

3　無形的・心理的手段による監禁罪

(1) 議論の状況

監禁罪は、人が一定の場所から脱出することを不可能又は著しく困難にした場合に成立する[8)]。監禁の手段・方法については、有形的・物理的手段によることが必要であるとする見解も存在する[9)]。しかし、条文上は手段の限定がな

8）井田良『講義刑法学・各論』（有斐閣、2016 年）126 頁以下、大塚仁＝河上和雄＝中山善房＝古田佑紀（編）『大コンメンタール刑法 第 11 巻〔第 3 版〕』（青林書院、2014 年）353 頁〔竹花俊徳＝荒井智也〕など。

9）泉二新熊『日本刑法論 下巻（各論）〔訂正第 44 版〕』（有斐閣、1939 年）604 頁〔手段を物理的障害に限定する立場から、義足を奪って一定の区画の場所から出ることを不可能にした場合は監禁を認めるのに対して、銭湯入浴中の婦女の着衣一切を隠匿して外に出ることができなくした場合は監禁ではないとする〕。また、「無形的方法は、有形的方法を補うもの、あるいは、有形的方法への契機となる限りにおいて、手段としての意味を持つ」とする見解として大塚仁＝川端博（編）『新・判例コンメンタール 刑法 5　罪(2)』（三省堂、1997 年）484 頁〔鈴木享子〕。このほか、物理的障壁が必要であるとする見解として、林幹人『刑法各論〔第 2 版〕』（東京大学出版会、2007 年）75 頁〔まったくの無形的方法で移動の心理的障害を設定したにすぎない場合は監禁罪を構成しないとする〕、松宮孝明『刑法各論講義〔第 6 版〕』（成文堂、2018 年）90 頁〔脅迫して心理的に動けなくする場合については、移動の意思を完全に抑圧し、かつ、障壁のある一定の空間に足止めするものでない限り、強要罪が成立するにすぎないとする〕。

く、判例及び通説的見解によれば、地下室に無理やり閉じ込めるなどの有形的・物理的手段を用いる場合に限らず、脅迫や偽計、羞恥心の利用といった無形的・心理的手段を用いる場合にも監禁罪が成立するとされている[10)]。

もっとも、無形的・心理的手段による監禁罪の成否に関しては、脅迫による監禁罪が成立するためには「その脅迫は被害者をして一定の場所から立去ることを得せしめない程度なものでなければならない」と一見すると脱出不可能であることを要求したかのような判例[11)]が存在する。また、学説でも慎重な判断を求める見解が見られる[12)]。たとえば、カミソリを突き付けて脅迫し恐怖のあまり脱出できなくさせた場合については、「被害者の自由意思がおよそ失われているような場合」に限り、監禁罪の成立を認めるべきとする見解などが主張されている[13)]。

見解が分かれているのは、入浴中の女性の衣服を持ち去り、羞恥心を利用して移動の自由を奪う場合の監禁罪の成否である[14)]。しかし、この場合も含めて無形的・心理的手段を用いる場合に監禁罪が成立するか否かは、被害者が移動することが著しく困難な状況を作り出したのかという事実認定の問題であると指摘されており[15)]、この点において有形的・物理的手段を用いた場合と本

10）大判大正 13 年 10 月 13 日刑集 3 巻 691 頁〔「不法監禁罪ノ成立ニハ必スシモ物質的障碍ヲ以テ手段ト爲スコトヲ要スルモノニ非スシテ脅迫（ママ）ノ手段ヲ用ヰテ他人ヲ一定ノ場所ニ伴ヒ來リ同所ニ其ノ身體ヲ抑留シ後難ヲ畏レテ逃走ヲ敢テスルコトヲ得サラシメタル場合」にも監禁罪は成立すると判示する〕、大判昭和 11 年 5 月 30 日刑集 15 巻 705 頁〔脅迫による事案。「不法監禁罪ハ必スシモ有形的障碍ヲ以テ手段トスルコトヲ要セス」とする〕、最決昭和 34 年 7 月 3 日刑集 13 巻 7 号 1088 頁〔原審である高松高判昭和 32 年 3 月 8 日刑集 13 巻 7 号 1094 頁を参照〕など。大塚仁ほか（編）『大コンメンタール刑法 第 11 巻〔第 3 版〕』（前掲注 8）354 頁〔竹花俊徳＝荒井智也〕など。

11）最大判昭和 28 年 6 月 17 日刑集 7 巻 6 号 1289 頁。もっとも、その程度に至っていると判断された事案である。なお、団藤重光『刑法綱要各論〔第 3 版〕』（創文社、1990 年）459 頁注（五）は、本判決を著しく困難にする場合を排斥する趣旨のものと理解することに否定的である。

12）山口厚『刑法各論〔第 2 版〕』（有斐閣、2010 年）86 頁など。

13）今井猛嘉＝小林憲太郎＝島田聡一郎＝橋爪隆『刑法各論〔第 2 版〕』（有斐閣、2013 年）66 頁〔橋爪隆〕。

質的な相違はないものと思われる。

(2) 若干の検討

ア　心理的手段による監禁罪の成否について

最高裁平成24年7月決定の第一審及び原審はいずれも、被告人は4名の被害者が一定の場所から「脱出することが困難な心理状態に陥らせ、脱出を不能にして不法に監禁し」たとして、監禁罪の成立を肯定している。

もっとも、第一審及び原審の認定によれば、本件では次のような事情が認められる。すなわち、被告人は被害者Bを監禁場所であるホテルの客室に残して一人で実家に帰ったり、被告人が先にホテルとは別の場所で生活を始め、後日Bが一人でその場所までタクシーで移動したりしている[16]。また、被害者Bや被害者Cは、一人で買い物に出かけたりもしている[17]。このように本件では、被害者が常に被告人の目の届く場所にいたわけではないし、また、「罪

14）監禁罪の成立に否定的な見解として、平野龍一「刑法各論の諸問題」法セ201号（1972年）67頁〔単なる羞恥心のために脱出できないのを監禁とするのは疑問であり、きわめて特殊な状況の場合に限られるとする〕、西田典之＝橋爪隆（補訂）『刑法各論〔第7版〕』（弘文堂、2018年）83頁以下〔心理的拘束の程度はかなり高度であることを要し、入浴中の女性の衣服を持ち去り、羞恥心のため脱出できない程度の場合は監禁にならないとする〕、伊東研祐『刑法講義各論』（前掲注1）65頁〔「客観的にも特殊な事情等の存在が必要」とする〕。高橋則夫『刑法各論〔第3版〕』（成文堂、2018年）105頁は、他の手段で浴室から出られる場合もあるから、窃盗罪あるいは器物損壊罪を問題とすべきとする。

監禁罪に関する事例の中には、被害者が着衣を取られるケースが散見される。たとえば、仙台地判昭和41年6月2日刑集21巻3号475頁以下参照〔最決昭和42年4月27日刑集21巻3号470頁の第一審。判決中に、被害者が退去不能の状態になったのは被告人に衣類をはぎ取られてから以降であるとの記述が見られる〕、名古屋高判平成元年10月12日高刑速〔平成元年〕200頁〔被害者の頭髪を切り落とし、眉毛を剃るなどの暴行を加えるとともに、被害者を素裸にして長時間事務所からの脱出が不可能な状態においた事案〕など。

15）佐伯仁志「逮捕・監禁罪」法教360号〔2010年〕105頁。

16）刑集66巻8号740頁参照。

17）刑集66巻8号740頁及び743頁参照。

となるべき事実」において示された一定の場所を一時的に離れたりしている。しかし、その間も監禁罪の成立は否定されていない。

この点に関しては、本件と同様に被害者を無形的・心理的方法により監禁した事例を見てみると、これまでにも、一時的に監禁場所の外に出てもその間を含めて監禁罪の成立を肯定した例が存在している[18)]。また、監視人がいない時間帯があったり[19)]、被告人がしばらく眠ったり、被告人が被害者を残して外出したなどの事情があっても監禁罪の成立は直ちには否定されていない[20)]。

最高裁平成24年7月決定における各被害者がどのような心理状態に陥っていたのか、被告人による心理的拘束によって一定の場所から脱出することが（少なくとも）著しく困難な状態に陥っていたのかという点に関する事実認定については、本稿にはその当否を論ずることはできない。しかし、無形的・心理的手段による場合はその性質上、ひとたび脱出困難な「心理状態に陥った後は、その心理状態を脱する出来事がない限りは、受けた脅迫の影響下にあるといえるのであるから、客観的にみて、逃げ出す機会があったとしても、その心理状態を利用した監禁は継続している」といえる[21)]。このことに鑑みれば、前述の諸事情が直ちに監禁罪の成立を否定するものではないことについては、理解可能である。

18）大判大正13年10月13日刑集3巻691頁〔家人に付き添われて入浴のために外出した事案〕。高松高判昭和32年3月8日刑集13巻7号1094頁参照〔最判昭和34年7月3日刑集13巻7号1088頁の原審。付き添われて銭湯に行った事案〕、東京地判昭和34年7月7日高刑集12巻10号983頁参照〔監禁期間中の「終り頃二晩は夜自宅に行き朝帰ることを許した」事案〕など。

19）高松高判昭和32年3月8日刑集13巻7号1094頁参照〔最判昭和34年7月3日刑集13巻7号1088頁の原審〕。

20）東京高判昭和40年6月25日高刑集18巻3号238頁〔室内から錠も外せたが、被告人の被害者に対する仕打ちが苛酷であったがため、敢えて施錠や監視を必要としなかったとさえいえないことはないと指摘している〕。

21）刑集66巻8号772頁以下参照。

イ　心理的手段による監禁罪の成立が認められたことの意義

次章において検討する精神的機能の障害を傷害結果とする監禁致傷罪の成否との関係で、基本犯が心理的手段による監禁罪であることには、少なくとも次の2つの意義がある。

1点目は、結果的加重犯の成立を肯定するためには、基本犯に含まれる高度の危険性が重い結果に直接的に実現したことが必要であるとする見解によっても[22]、手段・方法が無形的・心理的なものである場合には、手段・方法が有形的・物理的なものの場合に比べて、被害者に生じた精神的機能の障害は、当該手段・方法の持つ危険性が直接的に実現したものと評価して致傷罪の成立を肯定しやすい点である[23]。

2点目は、同じく無形的な手段・方法を用いる場合であっても、監禁致傷罪は結果的加重犯であることから、被害者に継続的に精神的ストレスを与えてPTSDなどの精神的機能の障害を発症させたとして（無形的な方法による）傷害罪の成否を問題にする場合[24]とは異なり、生じた結果に関する（未必の）故

22）井田良『講義刑法学・総論〔第2版〕』（有斐閣、2018年）244頁以下など参照。

23）暴行によりPTSD等の精神的機能の障害を生じた場合（福岡高判平成12年5月9日判タ1056号277頁参照）に関する指摘であるが、松原芳博『刑法各論』（日本評論社、2016年）55頁〔初出は、松原芳博「身体に対する罪・その1」法セ685号（2012年）108-109頁〕は、「被害者を殴打したところ、そのショックで被害者がPTSDに陥ったという場合」について、「この生理的機能の障害は行為者の殴打の物理的作用ではなく、その心理的作用に基づくものであるから、『暴行罪の結果的加重犯としての傷害罪』は成立せず、行為者にPTSD発症の認識があった場合に限って『暴行によらない傷害罪』の成立を認めるべきではないだろうか」とする。伊藤渉「結果的加重犯における加重結果の原因」上智法学論集57巻4号〔町野朔教授・村瀬信也教授退職記念号〕（2014年）30頁も同旨。

強盗罪や強制性交等罪では脅迫も手段として規定されており、脅迫を手段とする場合には心理的手段による監禁の場合と同様となる。

24）たとえば、富山地判平成13年4月19日判タ1081号291頁〔3年以上にわたる嫌がらせ電話により被害者がPTSDを発症した事案〕。また、生じた結果は主に身体的な障害であるが、最決平成17年3月27日刑集59巻2号54頁〔約1年半にわたる騒音による精神的ストレスにより、被害者が全治不詳の慢性頭痛症、睡眠障害、耳鳴り症を発症した事案〕など。

意の有無ないし発生時期の認定は不要となる。

これらの点はいずれも精神的機能の障害を傷害結果とする監禁致傷罪の成立を肯定しやすくする事情といえる一方で、他の手段等による限界設定の必要性を意識させる事情ともいえる。

4　精神的機能の障害を傷害結果とする監禁致傷罪

最高裁平成 24 年 7 月決定で最高裁は、結論的に「各被害者に対する監禁致傷罪の成立を認めた原判断は正当である」として、すべての被害者に対する関係で監禁致傷罪の成立を肯定した原判断を是認している。

もっとも、第一審及び原審の判断の中には、監禁致傷罪の成立要件に関する判例の理論的枠組みとの整合性が問題となる内容が含まれているように思われる。

そこで、本章では、判例の理論的な枠組みを確認した上で、被害者 A 及び被害者 C に対する関係で監禁致傷罪の成立を認めた意義について若干の検討を行いたい。

(1) 判例の理論的枠組み

監禁致傷罪が成立するためには、監禁行為と傷害結果との間に因果関係が必要である。すなわち、傷害結果が監禁それ自体、又はその手段たる行為の危険が現実化したものであることを要する[25)]。

監禁の手段として暴行・脅迫が行われた場合には、暴行・脅迫は監禁罪に吸収されて、別罪を構成しない[26)]。そして、このような監禁の手段としての暴

25）名古屋高判昭和 31 年 5 月 31 日高刑特 3 巻 14 号 685 頁参照。大塚仁ほか（編）『大コンメンタール刑法　第 11 巻〔第 3 版〕』（前掲注 8）436 頁〔竹花俊徳＝荒井智也〕では「①人の死傷が、逮捕監禁そのもの、若しくは、逮捕監禁の手段たる行為から生じた場合、②逮捕監禁と死傷との間に被害者若しくは第三者の行為が介在しても、死傷の結果が逮捕監禁の危険が現実化したものと認められる場合」と整理されている。

行により被害者が負傷した場合には、監禁致傷罪一罪が成立する。

これに対して、監禁の手段としてではなく、報復・腹癒せ・制裁などの監禁状態の維持・継続とは別の動機・原因により暴行・脅迫を行った場合は、監禁罪と暴行罪・脅迫罪とは別罪となる[27)]。このような監禁の維持・継続とは別の動機・原因からなされた暴行により被害者が負傷した場合は、監禁と傷害結果との因果関係が認められず、監禁致傷罪ではなく、監禁罪と傷害罪とが成立する。そして、両者は併合罪の関係となる[28)]。

このような判例の理論的枠組みについては特に異論は見当たらない。また、監禁された被害者が傷害を負った事案では、その傷害が①監禁の実行に着手する前の暴行によるものか、着手した後の暴行によるものか、②監禁に着手した後の暴行によるのであれば、その暴行は㋐監禁の手段としてなされたものか、㋑報復等の監禁の維持・継続以外の目的のためになされたものかに留意して罪責が検討されており、広く受け入れられている枠組であると理解される[29)]。

26）大判昭和 11 年 5 月 30 日刑集 15 巻 705 頁〔脅迫について〕、最決昭和 42 年 4 月 27 日刑集 21 巻 3 号 470 頁〔「暴力行為等処罰に関する法律」1 条の適用がある場合であっても暴行・脅迫は吸収される〕。

27）最判昭和 28 年 11 月 27 日刑集 7 巻 11 号 2344 頁。別罪を構成する監禁罪と暴行罪・脅迫罪との罪数関係については、同判決の第一審は併合罪としていた。しかし、最高裁は、法令適用に際して 54 条 1 項前段（観念的競合）の関係にある旨判示した（大塚仁ほか（編）『大コンメンタール刑法　第 11 巻〔第 3 版〕』〔前掲注 8〕419 頁など参照）。そして、東京地判昭和 37 年 10 月 23 日判タ 142 号 60 頁は、本判決を引用して、監禁罪と傷害罪について観念的競合となるとしていた。しかし、その後、最高裁昭和 42 年 12 月 21 日判時 506 号 59 頁が、監禁罪と傷害罪との罪数関係を併合罪であると判断し、これが現在の判例および通説的見解となっている。

28）最高裁昭和 42 年 12 月 21 日判時 506 号 59 頁。なお、この点に関して、前田雅英（編集代表）『条解刑法〔第 3 版〕』（弘文堂、2013 年）644 頁は、「事実関係にもよると思われるが、別個の動機からされた暴行・脅迫と認められる場合は、併合罪関係に立つことが多いであろう」と一定の留保を付している。また、前田雅英『刑法各論講義〔第 6 版〕』（東京大学出版会、2015 年）71 頁も「特段の事情がない限り、併合罪」とする。

29）たとえば、東京地判平成 19 年 3 月 18 日 LEX/DB 文献番号 28145170 参照。

(2) 若干の検討

ア　A に対する監禁致傷罪について

A に対する監禁致傷罪の成立を肯定したことに関しては、次のような意味において、従来の判例の理論的枠組みとの整合性が問題となりうる。

すなわち、原審によれば、A を診察した医師は、PTSD の診断基準「A.」の「外傷的出来事」について「平成 15 年 12 月 9 日」以降と把握して、A が PTSD を発症したと診断している[30)]。

しかし、前述の「2」のとおり、A が被告人に監禁された期間は「平成 15 年 12 月 12 日から同月 15 日」である。この場合、判例の理論的枠組みからすれば、PTSD の発症を理由とする監禁致傷罪の成立を認めるためには、「12 月 12 日から同月 15 日まで」の監禁行為あるいはその手段としての行為から（又は、それらが相まって）PTSD が生じたという関係が認められなければならないはずである。

ところが、上記の PTSD の診断は、監禁の実行に着手する以前の行為をも「外傷的出来事」に含めて行われている。このような医学的判断の当否については論じることができない。しかし、刑法的に見ると、このような PTSD の診断に依拠して A に対する監禁致傷罪の成立を肯定した一審及び原審の判断は、（仮に 12 月 12 日以降の被告人の行為に限っても A は同様に PTSD を発症したといえるのであれば別論であるが、そうとはいえないのであれば）監禁の着手以前の行為にまで原因行為の範囲を広げて傷害結果との因果関係を肯定したものといえる。この点において、従来の判例の理論的枠組みとは（部分的に）異なる見解による判断であるように思われる。

そして、最高裁は結論的に、A に対する監禁致傷罪の成立を肯定した点も含めて原判断を是認している。この意義については、項を改めて検討する。

30）刑集 66 巻 8 号 884 頁以下参照。

イ　C に対する監禁致傷罪について

次に、C に対する監禁致傷罪の成立を肯定したこととの関係で注目されるのは次の点である。すなわち、被告人は監禁中に C に対して監禁の維持・継続とは別の目的で暴行を加えるなどして C を負傷させている。それにもかかわらず、結論的に監禁致傷罪の成立が肯定されている。この点について、第一審は、次のように説明している[31)]。

「被告人の M（＝ C のこと。以下同じ。筆者注）に対する暴行等については、……比較的重い傷害を負わせた結果になっているものがあり、証拠上認められる暴行等の経緯や時期及び程度等に照らすと、被告人は、M の逃走を防止するという監禁状態の維持のためではなく、別個の動機から各傷害に及んだものと認められ、その意味で、上記各傷害と監禁は、本来併合罪の関係に立つものというべきである。他方、β医師の鑑定書によれば、M の PTSD の発症について、被告人による監禁行為と被告人から受けた上記各傷害を全体としてとらえて外傷的出来事として評価した上で、診断されているものであって、PTSD が精神症状であることも考慮に入れると、監禁と傷害を別個に評価することとした上で、M に生じた PTSD が監禁と上記各傷害のいずれと因果関係を有するかを分析するのは困難であるし、併合罪関係に立つ複数の罪のいずれとも因果関係を有すると解することは、PTSD という 1 個の傷害を二重に評価する結果となる点で問題がある。

それに加えて、上記各傷害行為も一連の監禁の行為中に被告人によって行われたものであり、社会的には一体の行為としてとらえることができること、被告人の意図はともかく、M からみれば、被告人の傷害行為が脱出困難な状態を強化したといえ、傷害行為が監禁を助長する性質を有すること、傷害罪を独立評価しなければ、監禁致傷罪が成立する事案であることを踏まえると、被告人の M に対する所為は、個別の傷害結果についての上記各傷害罪と監禁致傷罪とを包括して評価するのが相当というべきである。」

31）刑集 66 巻 8 号 776-777 頁参照。

第一審の当該判示部分に示されているように、被告人は、被害者Cに対して、逃走を防止するという監禁状態の維持・継続のためにではなく、別の動機・原因で暴行を加えるなどして負傷させている。このような場合には、判例の理論的枠組みからすれば、監禁致傷罪ではなく、監禁罪と傷害罪とが成立し、両者は併合罪となるはずである[32)]。

しかし、本件では被害者Cに生じたPTSDが被告人による監禁行為と各傷害を全体として「外傷的出来事」として捉えて診断されていることから、当該PTSDは監禁行為と各傷害のいずれとの間に因果関係を有するのかを分析することは困難であるという事情がある。そのため、従来の判例の理論的枠組みによる場合には、事案において最も特徴的な事情である長期間監禁された被害者の精神的被害を構成要件的に捕捉できない結果となるか、あるいは、それを避けるために、併合罪の関係となる監禁と各傷害のすべてとの間にPTSDとの因果関係を肯定してPTSDを二重評価する結果となるかのいずれかの不都合が生ずることになる。

第一審は、この不都合を解消するため、PTSDを監禁罪に帰属して監禁致傷罪の成立を認め、これと各傷害罪とを包括して評価している。これによれば、長期の監禁被害者が精神的機能の障害を生じたという事情を構成要件的に反映させながら、二重評価も回避することが可能となる。

しかし、このような解決は、監禁致傷罪の成立を肯定するためには、傷害結果が監禁の手段から生じるか、あるいは、監禁自体から生じる必要があり、監禁の維持・継続とは別の目的で暴行を加えて負傷させた場合には監禁罪と傷害罪の併合罪となるという判例の理論的枠組みによる解決方法とは異なるものといえる[33)]。

32）最決昭和42年12月12日判時506号59頁。なお、同決定は罪数関係について「併合罪」以外を認めない趣旨のものではないとの理解もありうるかもしれない。しかし、素直に読めば、①監禁の手段としてなされたのではなく、別の動機・原因からなされた暴行から傷害結果が生じた場合は、監禁罪と傷害罪との2罪が成立する、そして、②両罪の罪数関係は併合罪となる、という2点を判示している（判時506号の匿名解説参照）。

33）もちろん判例の理論的枠組みによる解決以外の解決がありえないわけではない。たとえば、現行刑法 221 条は、旧刑法の「第三百二十四條及ヒ第三百二十五條ヲ合シタル規定ニシテソノ趣旨ニ於テハ全ク同一」であるとされている。内田文昭＝山火正則＝吉井蒼生夫（編著）『刑法〔明治 40 年〕(6)〔日本立法資料全集 26〕』（信山社、1995 年）357 頁。旧刑法（明治 13 年太政官布告第 16 号）の規定は次のとおりである。監禁中に監禁の維持・継続目的以外の行為で被害者を死傷させた場合でも、324 条の適用可能性を認める規定形式になっている。

第三百二十二條　擅ニ人ヲ逮捕シ又ハ私家ニ監禁シタル者ハ十一日以上二月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス但監禁日數十日ヲ過クル毎ニ一等ヲ加フ

第三百二十三條　擅ニ人ヲ監禁制縛シテ毆打拷責シ又ハ飲食衣服ヲ屏去シ其他苛刻ノ所爲ヲ施シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百二十四條　前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ疾病死傷ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第三百二十五條　擅ニ人ヲ監禁シ水火震災ノ際其監禁ヲ解クコトヲ怠リ因テ死傷ニ致シタル者ハ亦前條ノ例ニ同シ

岡田朝太郎『日本刑法論（各論之部）〔訂正増補再版〕〔復刻叢書法律学篇 25〕』（信山社、1995 年〔有斐閣、1896 年〕）782 頁によれば、「(1) 毆打トハ身體ニ暴行ヲ加フル總テノ所爲ヲ指稱ス之カ爲メニ聊ノ疾病創傷ヲ生セサセルモ尚本條ノ罪ト成ルナリ（2）拷責トハ或ル事實ヲ供述セシメント欲シテ暴行ヲ加フルヲ謂フ私擅拷問罪ト假稱スル事ヲ得」とされている。この「毆打」及び「拷責」は「苛酷ノ所爲」の例示であり、空気の遮断、光線の透入、連日連夜の睡眠の妨害などもそれに含まれる。

現行刑法成立後の刑法改正事業では、「改正刑法仮案」（昭和 15 年）や「改正刑法準備草案」（昭和 36 年）には、人を逮捕又は監禁して暴行又は虐待をする場合の加重処罰規定が存在した。しかし、「改正刑法草案」（昭和 51 年法制審議会総会決定）では次のとおり削除されている。

（逮捕、監禁）

第二八一条　不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、五年以下の懲役に処する。

（逮捕・監禁致死傷）

第二八二条　前条の罪を犯し、その結果、人を傷害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。人を死亡させたときは、三年以上の有期懲役に処する。

その理由については、「人を逮捕し、又は監禁したうえ、これに対して暴行又は虐待をする場合……は逮捕・監禁罪と暴行罪等との競合犯（同草案 60 条参照。筆者注）として処理すれば足り、特別の犯罪類型を設ける必要性に乏しいことなどの理由から採用されなかった。」と説明されている。法務省刑事局（編）『改正刑法草案の解説』（大蔵省印刷局、1975 年）285 頁。

ウ　最高裁が原判断を是認した意義について

最高裁は、職権で次のように判示して原判断を是認している。

> 「原判決及びその是認する第1審判決の認定によれば、被告人は、本件各被害者を不法に監禁し、その結果、各被害者について、監禁行為やその手段等として加えられた暴行、脅迫により、一時的な精神的苦痛やストレスを感じたという程度にとどまらず、いわゆる再体験症状、回避・精神麻痺症状及び過覚醒症状といった医学的な診断基準において求められている特徴的な精神症状が継続して発現していることなどから精神疾患の一種である外傷後ストレス障害（以下『PTSD』という。）の発症が認められたというのである。……所論は、PTSDのような精神的障害は、刑法上の傷害の概念に含まれず、したがって、原判決が、各被害者についてPTSDの傷害を負わせたとして監禁致傷罪の成立を認めた第1審判決を是認した点は誤っている旨主張する。しかし、上記認定のような精神的機能の障害を惹起した場合も刑法にいう傷害に当たると解するのが相当である。したがって、本件各被害者に対する監禁致傷罪の成立を認めた原判断は正当である。」（下線及び圏点は筆者による）

本件の第一審及び原審は、A及びCを含む4名の被害者すべてに対する関係で監禁致傷罪の成立を肯定している。もっとも、前述のとおり、Aについては、監禁の実行に着手する以前の行為も併せて「外傷的出来事」として評価し、PTSDを発症したと診断されている。また、Cについては、監禁期間中に行われた、監禁の維持・継続とは別の動機・目的による暴行・傷害も併せて「外傷的出来事」として評価し、PTSDを発症したと診断されている[34)]。これらの診断に依拠して監禁致傷罪の成立を肯定した第一審及び原審の結論は、監禁致傷罪の原因行為を、監禁行為あるいはその手段たる行為に限らず、PTSDの「外

34）Bに対する関係でも、「湯船に顔を沈められた」などの第一審や原審が認定していない事情も併せて外傷的出来事と評価して診断がなされたようである（刑集66巻8号891頁以下参照）。

傷的出来事」と評価された行為まで広げて把握し、傷害結果との間の因果関係を肯定することにより、導き出されたものと見ることができる。また同時に、監禁致傷罪の成立要件である因果関係が医学的なPTSDの診断の有無により判断されているということもできる[35)]。

最高裁は、決定文中で各被害者が発症したPTSDについて「監禁行為やその手段等として加えられた暴行、脅迫により」生じたものとしている。この点は、PTSDの診断に際して「外傷的出来事」とされた行為の中には監禁行為やその手段とはいえない行為も含まれていることを最高裁としても認めているものと理解される。その上で最高裁は、結論において、本件各被害者に対する監禁致傷罪の成立を肯定した原判断を、正当として是認している。

このような最高裁の判断については、A及びCには上述のような事情があることを考慮すると、結果的に、医学的な診断（基準）に依拠して従来の判例の理論的枠組みよりも広く原因行為を把握して因果関係を判断することを許容する意味を伴うものであるように思われる。

ただし、このような理解が可能であるとしても、本件で問題となったのはPTSDという精神的機能の障害であったことや、事案において原因行為の範囲ないし因果関係の有無という形では争点化されていないことに照らすと、本決定が、従来の判例の理論的枠組みを（身体的な障害の場合まで含めて）全面的に変更したものと理解することは難しい。むしろ、複数の行為が一体的に原因となり発症したPTSDという精神的機能の障害を傷害結果とする監禁致傷罪の成否が問題となる場合と、身体的・器質的損傷を傷害結果とする監禁致傷罪の成

35）橋本正博『刑法各論』（新世社、2017年）99頁は、最高裁平成24年7月決定について、因果関係を肯定する根拠としてPTSDの機序が用いられた点にも注目すべきとする。

なお、Cとの関係では、監禁致傷罪の成立を肯定することは、監禁罪と傷害罪との併合罪での処罰を免れることを意味しており、必ずしも被告人にとって不利益ではない点には留意が必要である。また、問題が監禁と傷害結果との間の因果関係であるならば、監禁の期間・態様等を考慮して判断される、精神的機能の障害の発症への寄与度次第では、監禁の維持・継続とは別の目的で暴行・傷害がなされても、なお監禁の危険が現実化したと評価可能な事例もありうると思われる。

否が問題となる場合とでは事例を異にし、後者において形成されてきた判例の理論的枠組みは、前者の場合には部分的に変更されうることを示したものと、その意義についてはより限定的に理解するのが妥当であると思われる。

複数のあるいは長期に及ぶ行為が原因で、個々の行為との因果関係が分析・特定が困難である点でPTSDと共通する性格を有する傷害結果としては、たとえば、①「両下肢筋力低下、骨量減少」[36]や、②PTSD以外の精神的な障害が考えられる。上述のような本決定の理解によれば、①については身体的な障害であることから、従来の判例の理論的枠組み内で解決されることになる。また、②については、本決定が問題にしたのはあくまでPTSDであり、PTSDが他の精神的機能の障害に比して厳格な診断基準により診断される症状であることも考慮すると、PTSDの場合と同様に扱われるかどうかは、なお開かれた問題であるように思われる。

5　おわりに

本稿では、最高裁平成24年7月決定における被害者A及びCに関する判断内容を主な素材に、無形的・心理的手段による監禁罪の成否に関する議論を整理・検討するとともに、同決定が監禁致傷罪の成立要件に関する従来の判例の理論的枠組みとの関係で有する意義について、若干の検討を行った。

本稿としては、PTSDが（身体的ないし器質的な損傷などと同様に）刑法上の傷害に該当するという点については異論はない。また、各被害者に対する監禁致傷罪の成立を肯定することは、事案の特徴を反映した構成要件的評価という観点からは、望ましい結論であると思われる。

しかし、精神的な障害と身体的な損傷・障害とはいずれも刑法における「傷害」として基本的に同様に扱うべきであるとして、PTSDを「特別扱い」せずに、従来の判例の理論的枠組みによって、Aに対する関係では監禁罪、Cに対

36）最判平成15年7月10日刑集57巻7号903頁〔新潟監禁事件〕。本件では、被害者のPTDSは量刑事情としてのみ考慮されている。

する関係では監禁罪と傷害罪との併合罪と判断したとしても、それは十分に合理的な解決であったように思われる。

そして、従来の判例の理論的枠組みを維持しても、事案によっては、次のような検討を行うことにより、精神的機能の障害を傷害結果とする監禁致傷罪の成立範囲を一定程度確保できるものと思われる。

まず、監禁の機会に行われた暴行・傷害の目的の検討である。

従来の判例の枠組みでは、監禁中に被害者に対して監禁状態の維持・継続の手段としてではなく、別の動機・目的により暴行を加えて負傷させた場合には、監禁致傷罪は成立しない。しかし、事案によっては、監禁状態の維持・継続の目的でもあったと認定できる場合もあり、その場合にはなお監禁致傷罪の成立を肯定することが可能である[37)]。

次に傷害結果に関する検討である。

一定の症状や怪我を生じさせることだけではなく、症状や怪我を悪化させることも傷害である[38)]。そして、このことは精神的機能の障害についても妥当する[39)]。（最高裁平成 24 年 7 月決定の被告人による C に対する暴行・傷害は、C に対する監禁が始まって間もない時期から終了間際の時期にまでわたっているため難しいが）監禁状態の維持・継続とは別の目的で被害者に暴行を加えて負傷させた場合であっても、たとえば、それが監禁の開始直後や終了間際に集中しているようなときには、精神的機能の障害であっても、重篤化・増悪させた部分と

37）監禁致死罪の事案も含めて、監禁状態を維持・継続させるためでもあったとした例として、大阪地判昭和 42 年 3 月 6 日 LEX/DB 文献番号 27940839〔判タ 207 号 192 頁では省略されている〕、東京高判平成 16 年 5 月 28 日判タ 1170 号 303 頁、東京地判平成 24 年 2 月 3 日 LLI/DB、東京地裁平成 27 年 4 月 30 日 LEX/DB 文献番号 25506320 など。

38）大塚仁＝河上和雄＝佐藤文哉＝古田佑紀（編）『大コンメンタール刑法〔第 2 版〕第 10 巻』（青林書院、2006 年）402 頁〔渡辺咲子〕など。また、最決平成 24 年 11 月 6 日刑集 66 巻 11 号 1281 頁、最決平成 26 年 3 月 17 日刑集 68 巻 3 号 368 頁や同判例に関する辻川靖夫「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇（平成 26 年度）』87−88 頁、91 頁など参照。

39）東京地判平成 16 年 4 月 20 日判時 1877 号 154 頁〔被告人による放火によって被害者が PTSD を発症していた事案において、その後の被告人による無言電話により症状が増悪した点をとらえて傷害罪の成立を肯定した〕。

それ以外の部分とを区別し、監禁と（部分的な）傷害との因果関係を肯定することが可能なケースもありうるように思われる。

以上

【最高裁平成 24 年 7 月決定の事案の概要】

被害者	監禁の期間	監禁の場所と手段	被害者に生じた傷害結果
A （当時 17 歳）	平成 15 年 12 月 12 日から同年同月 15 日まで	ホテル（2 か所）の客室内 暴行や脅迫を加え、脱出することが困難な心理状態に陥らせ、脱出を不能に。	加療約 2 年 3 か月を要する外傷後ストレス障害
B （当時 18 歳）	平成 16 年 3 月 8 日から同年 6 月 19 日まで（被害者が 5 月 24 日に被告人方居室を抜け出して入院し、5 月 25 日に同居室に戻るまでは除く）	ホテル（2 か所）の客室内、当時の被告人方居室、「眼科病院」 暴行や脅迫を加え、脱出することが困難な心理状態に陥らせ、脱出を不能に。	全治不明の解離性障害及び外傷後ストレス障害
C （当時 22 歳）	遅くとも平成 16 年 8 月 30 日から同年 12 月 16 日まで	当時の被告人方居室（2 か所） 暴行や脅迫を加え、脱出することが困難な心理状態に陥らせ、脱出を不能に。	①平成 16 年 9 月中旬頃、約 1 か月間の外来経過観察を要する鼻骨骨折。 ②同年 9 月 17 日、全治約 2 週間の左肘窩切創。 ③同年 9 月 25 日、全治約 10 日間の左手首切創。 ④同年 9 月下旬から同年 10 月上旬ころまでの間に、3 か月以上の安静加療を要する腰椎横突起骨折等。 ⑤同年 12 月 14 日、全治約 1 週間の頭部・顔面打撲。
			全治不明の外傷後ストレス障害
D （当時 23 歳）	平成 16 年 11 月 22 日から同年 12 月 2 日まで	当時の被告人方居室 暴行や脅迫を加え、脱出することが困難な心理状態に陥らせ、脱出を不能に。	全治不明の外傷後ストレス障害

【DSM-Ⅳ-TR[40] における心的外傷後ストレス障害の診断基準】

A．その人は、以下の 2 つがともに認められる心的外傷的な出来事に暴露されたことがある。

(1)実際にまたは危うく死ぬまたは重傷を負うような出来事を、1 度または数度、あるいは自分または他人の身体の保全に迫る危険を、その人が体験し、目撃し、または直面した。

(2)その人の反応は強い恐怖、無力感または戦慄に関するものである。

B．心的外傷的な出来事が、以下の 1 つ（またはそれ以上）の形で再体験され続けている。

(1)出来事の反復的、侵入的な苦痛を伴う想起で、それは心像、思考、または知覚を含む。

(2)出来事についての反復的で苦痛な夢

(3)心的外傷的な出来事が再び起こっているかのように行動したり、感じたりする（その体験を再体験する感覚、錯覚、幻覚、および解離性フラッシュバックのエピソードを含む、また、覚醒時または中毒時に起こるものを含む）。

(4)心的外傷的出来事の 1 つを象徴し、または類似している内的または外的きっかけに暴露された場合に生じる、強い心理的苦痛

(5)心的外傷的出来事の 1 つの側面を象徴し、または類似している内的または外的きっかけに暴露された場合の生理学的反応性

C．以下の 3 つ（またはそれ以上）によって示される、（心的外傷以前には存在していなかった）心的外傷と関連した刺激の持続的回避と、全般的反応性の麻痺：

(1)心的外傷と関連した思考、感情、または会話を回避しようとする努力

(2)心的外傷を想起させる活動、場所または人物を避けようとする努力

(3)心的外傷の重要な側面の想起不能

(4)重要な活動への関心または参加の著しい減退

(5)他の人から孤立している、または疎遠になっているという感覚

40）髙橋三郎＝大野裕＝染矢俊幸（訳）『DSM-IV-TR 精神疾患の分類と診断の手引〔新訂版〕』（2003 年、医学書院）。子供の場合に関する注は省略した。なお、これは最高裁平成 24 年 7 月決定の事案の当時用いられていた診断基準である。現在の最新版は、「DSM-5」である。

(6)感情の範囲の縮小（例：愛の感情を持つことができない）

(7)未来が短縮した感覚（例：仕事、結婚、子供、または正常な寿命を期待しない）

D．（心的外傷以前には存在していなかった）持続的な覚醒亢進症状で、以下の2つ（またはそれ以上）によって示される。

(1)入眠、または睡眠維持の困難

(2)いらだたしさまたは怒りの爆発

(3)集中困難

(4)過度の警戒心

(5)過剰な驚愕反応

E．障害（基準B、C、およびDの症状）の持続期間が1ヵ月以上

F．障害は、臨床上著しい苦痛、または社会的、職業的、または他の重要な領域における機能の障害を引き起こしている。